**就学時健康診断を実施します**

**問い合わせ　学校教育課学校総務担当　72-5033**

　来年小学校に入学する児童は、必ず受診してください。

■受付時間

　会場により異なります。９月13日以降に送付する通知書で確認してください。

※対象地域の実施日に受診できない場合は、ほかの会場で受診してください。

■内容

　内科、歯科、耳鼻科、眼科の各診察など

■対象

　平成25年4月2日～平成26

年4月1日生まれの児童

■持参するもの

　就学時健康診断票・母子健康手帳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象地域（就学予定校） | 実施日 | 会場 |
| 古川第一・西古川・東大崎 | 10月29日 | 古川総合体育館 |
| 古川第二・富永・高倉・志田 | 10月18日 | 古川総合体育館 |
| 古川第三・敷玉 | 10月25日 | 古川総合体育館 |
| 古川第四・長岡・宮沢・清滝 | 10月31日 | 古川総合体育館 |
| 古川第五 | 10月01日 | 古川総合体育館 |
| 松山・下伊場野 | 11月08日 | 松山保健福祉センター（さんさん館） |
| 三本木 | 11月05日 | 三本木公民館（館山ホール） |
| 鹿島台 | 11月07日 | 鹿島台瑞・華・翠交流施設（鎌田記念ホール） |
| 岩出山 | 11月15日 | 岩出山公民館（スコーレハウス） |
| 鳴子・川渡・鬼首 | 10月15日 | 鳴子保健・医療・福祉総合センター |
| 田尻・沼部・大貫 | 11月12日 | 田尻総合体育館 |

**救急医療を守りましょう**

**問い合わせ 健康推進課保健・地域医療担当　23-5311**

　市には、重篤な患者に対し高度な処置を行う、大崎市民病院救命救急センターがあります。センターでは、救急車で来院した人や、早急な処置が必要な人を優先に診療しています。

　ところが、「明日は仕事だから」「日中は用事があるから」などの理由でセンターを訪れる人が後を絶ちません。緊急性がない患者が訪れると、一刻を争う重篤な患者への対応が遅れる可能性があります。

　軽症の人は、かかりつけ医や休日当番医、大崎市夜間急患センターで受診しましょう。

急な病気やけがのとき

　月曜日から土曜日の夜間は、大崎市夜間急患センターが、休日の昼間と夜間は、大崎市医師会と加美郡医師会の休日当番医が診療を行っています。

　また、夜間や休日の急な病気やけがにより、救急車を呼ぶべきか迷うときや、応急処置の方法が知りたいときに相談できる電話窓口は、広報おおさきの裏表紙に掲載しています。

　限りある医療資源の有効活用のため、適正受診に理解と協力をお願いします。

**下水道を正しく使いましょう**

**問い合わせ　下水道課管理係　52-5842**

　9月10日は下水道の日です。下水道は、汚水の排除、浸水の防除、トイレの水洗化などの生活の改善だけでなく、公共用水域（河川、湖沼など）の水質を保全するためにも重要な施設です。

　市内では、下水道管が詰まり緊急洗浄を行う事例が年に十数回も発生しています。次のことに注意し、下水道を正しく使いましょう。

■流してはいけないもの

▼野菜くず、食用油、髪の毛、ビニール類、トイレットペーパー以外の水に溶けない紙類、紙タオル、布類など

▼薬品、アルコール、ガソリンなどの油脂・燃料類

※雨どいなどは汚水管に絶対

　に接続しないでください。

■定期的な清掃

　接続ますなどは定期的に点検し、掃除してください。

　また、飲食店や油を大量に使用する事業所は、グリーストラップなどの油分分離装置の設置が義務付けられていて、定期的な掃除が必要です。

**心身障害者医療費助成の対象者を拡大します**

**問い合わせ　社会福祉課障がい福祉係　23-2167**

　市では、一定の障がいがある人の通院・入院などの医療費のうち、保険診療による自己負担相当分を助成しています。

　10月1日からは、これまでの対象者に加えて、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人も対象となります。

　助成を受けるには、所得や障がいの程度によって制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■助成対象者

　次のいずれかに該当する人

市内に住所を有する人

大崎市国民健康保険または宮城県後期高齢者医療広域連合の住所地特例の適用を受けている人

保護者が市内に住所を有し、その被扶養者になっている人

※生活保護受給者は助成を受けられません。

■対象となる障がいの程度

　次のいずれかの障がいの程度に該当する人

特別児童扶養手当等支給に関する法律施行令別表第3に定める1級

療育手帳A（知的障害者福祉法の職親に委託されている場合はB）

身体障害者手帳1・2級および内部障害3級（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を有する人）

精神障害者保健福祉手帳1級（10月1日以降対象）

■助成費用の範囲

　助成は、保険診療の対象となる次の自己負担額です。

▼入院、外来、歯科、調剤（薬剤負担金）

▼療養費（整骨院、コルセット代など）

▼訪問看護療養費

※高額療養費や健康保険組合からの付加給付は差し引いた金額です。

■助成の受け取り

　あらかじめ登録申請手続きを行い、助成申請書を医療機関に提出すると、3～5カ月後に指定口座に振り込まれます。申請期限は、医療費の支払いが終了した日から2年以内です。

■申込方法

　必要物をそろえて、社会福祉課障がい福祉係または各総合支所市民福祉課地域福祉担当に申し込み

持ち物　身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書のいずれか、健康保険証、本人（20歳未満は保護者）の預金通帳、本人と世帯員全員の個人番号が分かるもの

※代理人の申請は、代理権が確認できる書類と代理人の本人確認書類が必要です。

■その他

　県外で診療を受けた場合は、診療内容が分かる領収書を助成申請書に添付するか、診療を受けた病院で助成申請書に証明を受け、社会福祉課か各総合支所市民福祉課で申請してください。

**大崎市民病院で重症心身障がい児・障がい者の医療型短期入所を開始します**

**問い合わせ　社会福祉課障がい福祉係　23-2167**

　医療型短期入所は、重症心身障がい児・障がい者を在宅で介護している人が疾病などで介護できないときに、重症心身障がい児・障がい者が一定の期間、医療施設を利用できるサービスです。

　10月1日からは、大崎市民病院の本院で15歳未満の重症心身障がい児を、鹿島台分院で15歳以上の重症心身障がい児・障がい者の受け入れを開始します（各院1日1人）。

　短期入所を現在利用している人で、大崎市民病院の利用を希望する場合は、計画相談を担当している相談支援事業所に連絡してください。

　利用には、障害福祉サービス受給者証が必要です。詳しくはお問い合わせください。

■対象者

　大崎市や県北地域に居住する重症心身障がい児・障がい者

■利用者負担

　食事代などを除く、障害福祉サービス費の1割

※月額負担上限額は、所得によって異なります。

■利用方法

大崎市民病院の本院または鹿島台分院で事前診察（要予約）

大崎市民病院の本院または鹿島台分院で利用可否の判定後、利用者と契約締結

大崎市民病院の本院または鹿島台分院へ予約・利用

※医療型短期入所の障害福祉サービス受給者証を持っていない人は、相談支援事業所か社会福祉課、各総合支所市民福祉課に相談してください。

問い合わせ先

障害福祉サービスに関すること　社会福祉課障がい福祉係 23-2167

15歳未満の短期入所の利用・予約　大崎市民病院地域医療連携室　23-3311

15歳以上の短期入所の利用・予約　大崎市民病院鹿島台分院 56-2611